

三郷市観光協会規約

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、三郷市観光協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務局は、三郷市産業振興部商工観光課内に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、観光事業の振興とその健全なる発達を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 観光客の誘致及びこれに関する諸事業
- 2 産品の宣伝紹介と奨励
- 3 観光施設の整備並びに改善
- 4 観光地史跡名勝遊覧地等の保存及び紹介
- 5 観光資源の保護及び開発
- 6 観光に関する印刷物の作成配布
- 7 講習会・展覧会等の開催
- 8 観光関係者の指導と連絡及び助成
- 9 観光関係機関との連絡提携
- 10 観光に関する調査及び研究
- 11 その他本会の目的を達成するに必要な事業

(細則)

第 5 条 この規約で定めた他、必要な事項は理事会で定める。

第 2 章 会 員 及 び 役 職 員

(会員)

第 6 条 本会は、第 3 条の目的に賛同する団体及び個人を以って会員とする。

(会費)

第 7 条 本会の会費は、1 口年額 5, 0 0 0 円とし、会費は 1 口以上を納入するものとする。

(加入・退会)

第 8 条 本会に加入しようとする者は、申込書に会費引受口数を記入し申し込むものとする。

2 本会を退会しようとする者は、退会届を提出するものとする。

(役員)

第 9 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	3 名
理 事	20 名以上 3 5 名以下
監 事	2 名

(会長)

第 1 0 条 会長は、三郷市長とする。

(副会長)

第 1 1 条 副会長は、三郷市議会議長・三郷市商工会長・さいかつ農業協同組合代表理事組合長をもってこれにあたる。

(理事)

第 1 2 条 理事のうち 9 名は、三郷市議会副議長・三郷市議会文教経済常任委員長・三郷市副市長 2 名・三郷市産業振興部長・三郷市商工会副会長 2 名・さいかつ農業協同組合三郷地区理事代表・三郷市商工会事務局長をもってこれにあてる。

2 他の理事は、総会において会員または学識経験者より選任し、団体に対し選任した場合はその長もしくは代表者がこれにあたる。

(監事)

第 1 3 条 監事は、総会において会員より選任する。

(役員の仕事)

第 1 4 条 会長は、本会を代表し会務を総理する。副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはこれを代理する。

2 理事は、会長・副会長を補佐する。

3 監事は、業務並びに会計を監査する。

(役員の任期)

- 第15条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 2 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
 - 3 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の報酬)

- 第16条 役員は報酬を受けない。但し旅費その他業務の遂行に伴う実費についてはこの限りでない。

(職員)

- 第17条 事務局に事務職員を置く。職員は会長の命を受け会務を処理する。

第 3 章 顧 問

(顧問)

- 第18条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者及び観光事業に功績のあった者のなかより理事会の議決を経て会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、会長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べることができる。

第 4 章 会 議

(総会)

- 第19条 総会は、通常総会と臨時総会の2種とし、通常総会は事業年度終了後2ヶ月以内、臨時総会は会長が必要と認めた場合開催する。
- 2 総会の議長は、会長があたる。

(理事会)

- 第20条 理事会は、会長・副会長及び理事の全員を持って組織し、会長が招集する。
- 2 理事会の議長は、会長があたる。
 - 3 理事会は、必要に応じ専門部会を設置することができる。
 - 4 部会では第4条の事業を行なうため、事業の運営及び協議を行う。

(総会の議決事項)

- 第21条 総会の議決する事項は次のとおりとする。
- 1 事業計画及び収支予算に関すること。
 - 2 事業報告及び収支決算に関すること。

- 3 規約の変更に関する事。
- 4 役員を選任に関する事。
- 5 その他重要な事項。

(理事会の議決事項)

第22条 理事会の議決する事項は次のとおりとする。

- 1 総会に提案すべき事項。
- 2 本会の運営に関する事項。
- 3 事業の推進に関する事項。
- 4 その他会長が必要と認めた事項。

(議決)

第23条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数の同意を経てこれを決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第 5 章 会 計

(経費)

第24条 本会の経費は、会費・補助金・寄附金・その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までに終わるものとする。

附則

この規約は、昭和61年5月7日より施行する。

この規約は、昭和63年5月30日より施行する。

この規約は、平成4年6月26日より施行する。

この規約は、平成13年5月18日より施行する。

この規約は、平成16年5月28日より施行する。

この規約は、平成18年5月29日より施行する。

この規約は、平成19年5月23日より施行する。

この規約は、平成20年5月28日より施行する。

この規約は、平成26年5月21日より施行する。

この規約は、平成27年5月22日より施行する。

この規約は、平成29年5月24日より施行する。